



令和 3 年 8 月 6 日

鹿児島労働局長

三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 山本 晃正

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 7 月 2 日付け鹿労発基 0702 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年 10 月 3 日発効の鹿児島県最低賃金（時間額 790 円）は令和元年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 821円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790 円
- (3) 発 効 日 令和元年 10 月 3 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護費（令和元年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,317 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額^(註)と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

790 円(鹿児島県最低賃金) × 173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

× 0.817(可処分所得の総所得に対する比率) = 112,176 円